

公職選挙法改正に関する決議

平成15年4月の統一地方選挙で、ローカル・マニフェストを掲げる首長候補者が登場して以来、この流れは全国に広まるとともに、平成15年11月の総選挙では、各政党がマニフェスト（政権公約）を掲げるに至った。

この間に、公職選挙法が改正され（平成15年10月16日法律第140号）国政選挙においては、政党に限りマニフェストの配付が可能となり、国民にとってマニフェストが身近なものとなった。

しかしながら、「首長選挙ではマニフェストの配付が法律に規定されていない」「配付場所が限定されている」等の制約があり、マニフェスト型選挙の遂行に大きな妨げとなっている。

このため、「真のマニフェスト型選挙の定着」に向けて、以下の内容の公職選挙法改正を要請する。

1 首長選挙におけるマニフェスト(ビラ、パンフレット及び書籍)頒布の許容(第142条及び第142条の2関係)

首長選挙においてもマニフェスト型選挙を可能とするため、これらの選挙においてもマニフェスト頒布を可能とすべき。

2 マニフェスト(パンフレット及び書籍)の頒布場所の拡大(第142条の2関係)

選挙事務所内、演説会場、街頭演説の場所に限らず、政党本部及び支部、街頭等での頒布も可能とすべき。

以上決議する。

平成17年7月11日

全国知事会 政権公約評価特別委員会
委員長 京都府知事 山田 啓二